

報告第18号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第17号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月6日専決

新城市長 下 江 洋 行

1	工 事 名	旧鳳来総合支所等解体工事
2	工 事 場 所	新城市長篠字下り箆1番2外
3	変更前請負契約金額	203,500,000円
4	変更後請負契約金額	206,378,700円
5	今回変更による増額	2,878,700円
6	契 約 の 相 手 方	新城市城北一丁目1番地5 松井建拓株式会社 代表取締役社長 加 藤 栄 志

第129号議案

令和6年度新城市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第16号

令和6年度新城市一般会計補正予算（第8号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和6年10月9日専決

新城市長 下 江 洋 行

第130号議案

新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例の廃止

新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第160号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正）

2 新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例（平成17年新城市条例第62号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
地域下水道	もくせいの家ほうらい	地域下水道	もくせいの家ほうらい
新城地域文化広場	鬼久保広場		<u>作手担い手センター</u>
（略）	（略）	新城地域文化広場	鬼久保広場
		（略）	（略）
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
新城地域文化広場		新城地域文化広場	<u>作手担い手センター</u>
（略）	（略）	（略）	（略）

理 由

この案を提出するのは、新城市作手担い手センターを廃止するため必要があるからである。

第131号議案

新城市舟着地区コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例及び新城市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の
廃止

新城市舟着地区コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例及び新城市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止
する条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市舟着地区コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例及び新城市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を
廃止する条例

(新城市舟着地区コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

第1条 新城市舟着地区コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第107号)は、廃止する。

(新城市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

第2条 新城市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第122号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正)

2 新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例(平成17年新城市条例第62号)の一
部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新		旧	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
	鳳来寺山歴史文化考証館	<u>老人福祉センター</u>	鳳来寺山歴史文化考証館
(略)	(略)	(略)	(略)
	作手農村集落多目的共同利用施設	<u>舟着地区コミュニティ・センター</u>	作手農村集落多目的共同利用施設

(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
	鳳来寺山自然科学博物館	<u>老人福祉センター</u>	鳳来寺山自然科学博物館
(略)	(略)	(略)	(略)
	作手農村環境改善センター	<u>舟着地区コミュニティ・センター</u>	作手農村環境改善センター
(略)	(略)	(略)	(略)

理 由

この案を提出するのは、新城市舟着地区コミュニティ・センター及び新城市老人福祉センターを廃止するため必要があるからである。

第132号議案

令和6年度新城市一般会計補正予算（第9号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

第133号議案

令和6年度新城市一般会計補正予算（第10号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

第134号議案

令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

第135号議案

令和6年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

第136号議案

令和6年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

第137号議案

令和6年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

第139号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年12月5日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	上野道弘	

理由

この案を提出するのは、令和7年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第140号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	鈴木優子	

理 由

この案を提出するのは、令和7年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第141号議案

新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ～ゆ～ありいな指定管理者の指定

新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ～ゆ～ありいな指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市学童農園山びこの丘 新城市玖老勢字新井9番地	ビルホゼングループ 代表団体 静岡ビル保善株式会社 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
新城市鳳来ゆ～ゆ～ありいな 新城市能登瀬字壱輪23番地1	構成団体 中部ビル保善株式会社 静岡県浜松市中央区常盤町132番地の18	

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和7年3月31日をもって満了となるため必要があるからである。

第142号議案

新城市もつくる新城の指定管理者の指定

新城市もつくる新城の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市もつくる新城 新城市八束穂字五反田 329番地7	株式会社名鉄ミライト 一宮市新生一丁目1番5 号	令和7年4月1日から令和 17年3月31日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和7年3月31日をもって満了となるため必要があるからである。

第143号議案

新城市しんしろ福社会館の指定管理者の指定

新城市しんしろ福社会館の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市しんしろ福社会館 新城市字東沖野20番地 12	社会福祉法人新城市社会 福祉協議会 新城市字東沖野20番地 12	令和7年4月1日から令和 12年3月31日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和7年3月31日をもって満了となるため必要があるからである。

第144号議案

新城市西部福祉会館の指定管理者の指定

新城市西部福祉会館の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

新城市長 下江洋行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市西部福祉会館 新城市野田字上市場26 番地2	社会福祉法人新城福祉会 新城市矢部字本並48番 地	令和7年4月1日から令和 12年3月31日まで

理由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和7年3月31日をもって満了となるため必要があるからである。

第145号議案

新城市もくせいの家ほうらいの指定管理者の指定

新城市もくせいの家ほうらいの指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市もくせいの家ほうらい 新城市長篠字丸井5番地 2	特定非営利活動法人もくせいの家 新城市長篠字丸井5番地 2	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和7年3月31日をもって満了となるため必要があるからである。

第146号議案

新城市いきいきライフの館の指定管理者の指定

新城市いきいきライフの館の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市いきいきライフの館 新城市矢部字上ノ川1番地6	公益社団法人新城市シルバー人材センター 新城市矢部字上ノ川1番地6	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和7年3月31日をもって満了となるため必要があるからである。

第147号議案

新城市鳳来高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定

新城市鳳来高齢者生きがいセンターの指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
中央高齢者生きがいセンター 新城市長篠字仲野16番地11	公益社団法人新城市シルバー人材センター 新城市矢部字上ノ川1番地6	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
東陽高齢者生きがいセンター就業棟 新城市大野字久羅下43番地1		
山吉田高齢者生きがいセンター就業棟 新城市上吉田字山本1番地3		
鳳来高齢者生きがいセンター就業棟 新城市玖老勢字五領31番地1		

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和7年3月31日をもって満了となるため必要があるからである。